

# 合併処理浄化槽補助金制度について

お問い合わせ 市役所上下水道課 下水道維持管理係 浄化槽担当 ☎55-2222

人1人が1日に出す汚濁量は、し尿で13g、雑排水（台所やお風呂からの排水）で27gとされています。し尿汲取りのお宅なら雑排水の27gがそのまま放流され、し尿のみを処理する単独処理浄化槽のお宅なら、し尿を処理した4gと雑排水の27gを合わせて31gの汚濁物質が、側溝を流れて川へ、そして海へ放流されています。

この汚濁物質は、放流してすぐには大して影響が無いように見えます。しかし、流れていく過程で腐敗し、臭いや害虫の発生を促し、川や海の生態系にも悪影響を与えかねません。

特に単独浄化槽の場合は、自分の前から汚水は流されていくので本人は快適ですが、それは下流域に

お住まいの方の我慢の上に成り立っている快適さなのです。

そこで切替をお奨めしたいのが、し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽です。合併処理浄化槽は、きちんと保守すれば90%以上の除去率を発揮し、放流水にはし尿・雑排水を合わせても4g以下の汚濁物質しか含まれません。

市では、この合併処理浄化槽の設置を推進し、設置費用の補助を行っています。また、合併処理浄化槽設置の際に単独処理浄化槽を撤去される方には、併せて撤去費も補助されます。

ご自分とご近所の住環境のため、また佐渡の自然環境のために、ぜひご検討ください。

## 補助対象地域

下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の認可区域外の地域

ただし、認可区域内であっても7年間供用開始ができないと見込まれる地域は対象となります。

## 補助対象者

- ・住居の単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方
- ・住居に新たに浄化槽を設置する方
- ・地域の集会場等で新たに浄化槽を設置する方

## 補助対象額

- ・5人槽 35万2千円
- ・6～7人槽 44万1千円
- ・8～10人槽 58万8千円
- ・単独処理浄化槽撤去費 9万円

※補助は予算の枠内で行っていますので、申請は

お早めをお願いします。

申請等にあたっては、その他条件がありますので、国中地区は上下水道課、両津・相川地区は各支所、小木・羽茂・赤泊地区は羽茂支所の上下水道係へお問い合わせください。

## 浄化槽の保守について

浄化槽は微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を十分に発揮するためには、定期的なメンテナンスが欠かせません。そのため浄化槽法では、4か月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・くみとり、年1回の法定水質検査を義務付けています（回数はすべて家庭用の小型合併処理浄化槽の場合）。特に水質検査は、ご家庭からの放流水が住環境・自然環境に対して安全かどうかを調べるためのものです。毎年欠かさずに必ず受検してください。

## 心配ごと相談日 (6/15～7/15)

生活のさまざまな心配ごとや困りごとを気軽に相談できる窓口を開設しています。お住まいの地区以外での相談もできますので、ぜひご利用ください。相談は無料で、予約は不要です。直接、相談日にお越しください。秘密は守られます。

### 事業に関するお問い合わせ

社会福祉協議会本所

☎81-1155

※こちらの電話ではご相談は受付けておりません。

地区	相談日	時間	会場
両津	6月23日(月)	13:00～16:00	両津福祉センター しゃくなげ
	7月2日(水)		
	7月13日(日)	18:00～20:00	
相川	6月16日(月)	9:00～12:00	ワイドブルーあいかわ
	6月22日(日)		
	7月3日(水)		
7月10日(水)			
佐和田	6月27日(金)	9:00～12:00	佐渡中央会館
金井	7月10日(水)	13:00～16:00	金井コミュニティセンター
松ヶ崎	7月10日(水)	9:00～12:00	松ヶ崎総合センター
小木	7月2日(水)	13:30～16:30	小木多目的集会施設 (あゆす会館)